

監査結果の報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査、同条第2項の規定に基づく行政監査並びに同条第5項の規定に基づく随時監査を下記のとおり執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和6年 5月31日

山形市監査委員 玉田 芳和
同 村山 秀幸
同 浅野 弥史

記

1 定例監査及び行政監査

(1) 監査の対象部課等 上下水道部 業務課、水道建設課、浄化センター
教育委員会 南部公民館、北部公民館

(2) 監査の期間 令和6年4月15日から令和6年5月29日まで

(3) 監査の範囲

ア 定例監査 令和5年度の事務事業の執行状況

イ 行政監査 令和5年度の各種団体等の経理事務

(4) 監査の結果

ア 定例監査

部課等名	監査の結果
上下水道部 業務課	指摘する事項はなかった。
上下水道部 水道建設課	指摘する事項はなかった。
上下水道部 浄化センター	指摘する事項はなかった。
教育委員会 南部公民館	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。 1 施設の管理において、消防法施行規則に定められた消防訓練を実施していなかった。
教育委員会 北部公民館	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。

	<p>1 備品の管理において、現物が確認できないものがあつた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 台車3台 <p>2 2階、3階から外部への避難経路として非常階段が設置されているが、階段各段の踏面（ステップ面）及び踊場等全般において、床の表面が剥離、破片化していた。多くの破片が積み重なって、通常の歩行が行いにくい状況となっており、非常時の迅速で安全な避難行動に支障を来すものと憂慮される。</p>
--	--

イ 行政監査

部課等名	監査の結果
上下水道部 業務課	該当する監査項目はなかつた。
上下水道部 水道建設課	該当する監査項目はなかつた。
上下水道部 浄化センター	該当する監査項目はなかつた。
教育委員会 南部公民館	<p>指摘事項</p> <p>次のとおり是正又は改善を要する事項があつたので、適切な措置を講じられたい。</p> <p>1 南部公民館まつり実行委員会の経理事務において、次のようなものがあつた。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 立替払をしているもの (2) 預金通帳と口座の届出印を保管するキャビネットの鍵を無施錠のキーボックスに保管しているもの
教育委員会 北部公民館	<p>指摘事項</p> <p>次のとおり是正又は改善を要する事項があつたので、適切な措置を講じられたい。</p> <p>1 山形市北部公民館利用者団体連絡協議会の経理事務において、次のようなものがあつた。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 収納した年会費等の入金が遅いもの (2) 預金通帳と口座の届出印の保管場所が同一であり、保管場所の鍵を職員共有の無施錠の事務机に保管しているもの

(5) 準 拠 基 準 山形市監査基準

(6) 監 査 の 着 眼 点

ア 定例監査 財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に行われているか（合規性）を基本とし、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点からも監査を実施した。

イ 行政監査 事務事業が合理的かつ効率的に行われているか、法令等に基づき適正に行われているかを主眼として監査を実施した。

(7) 監 査 の 方 法

監査の対象課等から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞き取り等により監査を実施した。

2 随時監査

- (1) 監査の対象部課等 教育委員会 社会教育青少年課
- (2) 監査の期間 令和6年4月22日から令和6年5月29日まで
- (3) 監査の範囲 北部公民館に係る令和5年度の財産の貸付、使用許可状況
- (4) 監査の結果

部課等名	監査の結果
教育委員会 社会教育青少年課	指摘する事項はなかった。

- (5) 準拠基準 山形市監査基準
- (6) 監査の着眼点
財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に行われているか（合規性）を基本とし、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点からも監査を実施した。
- (7) 監査の方法
監査の対象課等から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞き取り等により監査を実施した。